

〇〇区自主防災会規約(案)

(名称)

第1条 この会は、〇〇区自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、〇〇区にて自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地震等に対する災害予防に資するため、地域の災害危険の把握に関すること。
- (2) 地震等の発生時における情報の収集・伝達、避難、出火防止及び初期消火、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (3) 防災資機材等の備蓄に関すること。

(会員)

第4条 本会は、〇〇区内にある世帯をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 防災委員 若干名
- (4) 班長 〇名
- (5) 副班長 〇名

2 役員は、会長、副会長は書記、班長及び副班長は区の班長及び副班長がその職にあたることとする。ただし、防災委員は、自治会役員、消防団員などをもってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

3 防災委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

(役員 の 責務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。また、班活動の指揮監督を行う。

3 防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。

4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。

(総 会)

第7条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関する事。

(2) 防災計画の作成及び改正に関する事。

(3) 事業計画に関する事。

(4) その他、総会が特に必要と認めた事。

(幹事会)

第8条 幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

2 幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1) 総会に提出すべき事。

(2) 総会により委任された事。

(3) その他幹事会が特に必要と認めた事。

付 則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。